

山梨

学校体育研究同志会山梨支部ニュース

【6号】 2007.6.19

支部長 橋爪 隆 055-233-5711

事務局長 一瀬栄政 055-272-5766

編集局 植松和浩 0551-36-5030



たわわに実る



旬の味

6月例会案内

地域の産業に学ぶ

日時：6月23日（土）

11:00～

場所：南アルプス市 手塚農園

提案者：手塚正彦先生

地域の産業の様子を現地で学ぼう

サクランボ狩り体験

行きましょう、行きましょうと言いながら、なかなか実現しなかった、計画です。
詳しいことは、事務局 一瀬、または、支部長 橋爪まで連絡をください。
多くの方の参加をお待ちしております。

5 月例会報告

日 時 5 月 13 日

提案者 赤間 明子

場 所 英和中・高校

内 容 バスケットボール「実践から見えてきたこと」

概 略

最重要空間の理解

「どこからどこへ」

* 意識はしているが、そこへ入ることができない

- ・シュート練習の中で
- ・ポストプレーの中で
- ・2:0の練習の中で

2:0のカットインプレ -

* 練習の動きがゲームにでない

- ・動きながらのパスの練習が必要
- ・3:0の練習のみで走りながら最重要空間を作ることが必要

ゲーム分析の方法

* 資料から生徒のバスケットボールに対する意識と、教師の期待するねらいへの到達度を分析することが大切である

- ・ゲーム記録から
- ・授業記録から
- ・授業後の感想から

終わりに

若い赤間先生の実践に学ぶことはたくさんありました。我々も、実技を通して課題になったことや認識されたことがいくつかありました。これらは、それぞれの教師の自信に繋がって行くことができました。

どんなに自己表現が不器用な生徒集団であっても、教師による指導に、しっかりとしたねらいや願いがあれば、必ず生徒が変わっていくことができます。8月の全国大会への報告後赤間先生のさらなる飛躍が期待されてくることでしょう。

鈴木

「教育基本法を考える」

荒木 豊 '07.5.

教育は100年の計である。戦後教育は「教え子を再び戦場に送るな」でスタートした。

教育基本法

教育の目的と、教育に関する基本方針を定めた法律。戦前は「教育勅語」が教育の基本をなしていたが、日本国憲法成立後は、憲法に則って（第26条）国会で制定された「教育基本法」が、日本の教育のあり方を示した。

* 教育の機会均等、9年の義務教育、男女平等、学校教育、社会教育、教育行政などについての大綱を規定している。紙幅の関係で全文を再録出来ないが、前文と各条文の主な項目のみを挙げる。

前文

「我々は、先に日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。ここに日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

* 日本国憲法とは明治欽定（国定）憲法との対比した呼称である。

第一条「教育の目的」二条「教育の方針」三条「教育の機会均等」四条「義務教育」五条「男女平等」六条「学校教育」七条「社会教育」八条「政治教育」九条「宗教教育」、そして、十条「教育行政」では、「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」としている。十一条（補足）1947（昭和22）年3月31日と記されている。

教師は義務感としても是非前文を熟読玩味して欲しいと願ってやまない。（他人の解釈の尻馬に乗るのではなく、自分で主体的に対処する能力を身につけましょう）そして、政権政党（自民党・公明党）の数の暴力によって衆議院・参議院において強行採決された「教育改悪法」と現実のあり方を含めて、必ず対比してみましょう。

教育改悪基本法を批判し日本国の将来を憂う＝各界の批判と荒木のコメント

* 日本教育学界の歴代四会長・太田堯、堀尾輝久、寺崎昌男、佐藤学の各氏は同法廃案を求める見解（毎日新聞2006年10月30日）を以下のように示す。

「教育基本法は憲法と同じ精神で成り立っています。平和主義、民主主義、平等主義ですが、改正（悪）案ではこの三つがすべて削られています。教育基本法の改正には、日本社会全体を戦後の枠組みから転換するために、教育を変えていこうとするねらいがあると思います。個人の幸福の実現ではなく国家戦略に有益な人材育成を教育の目的にし、民主主義・平等主義から、能力主義・競争主義へと一気に変えようと言うのが改正の基本方向です。中でも大きな問題は、道徳や規範を、国家規範として法律に書いて強制することです。改正案では30以上の規範が書きこまれています。憲法との関係は一切無視されています。愛国心など憲法のどこにも書いてない、ありとあらゆる規範を法律で強制する。しかもそれは学校教育から家庭教育、社会教育まで全部の目標になっています。これは「心の管理国家」と言ってもいい。人の心の部分、価値や道徳を法律で強制し管理するというのは、近代法の立憲主義にそむく前代未聞の法律です。全体主義国家ならいざ知らず、自由で民主的な社会を目指す現代においては考えられない事です。」

今回の改悪法案（私はそのように呼びたいし、そのように評価している）は、安倍晋三内閣が国会の審議もなしに「教育再生会議」を設置し、文部科学省や中央教育審議会、地方教育委員会、教育学者、教師が今日まで積み上げてきた、議論や研究成果を全く無視し反映しないで、「安倍首相が考える理想の教育政策」を一挙に実現できるような仕組みを作ってきている。

具体的には、教員免許を１０年ごとに切り替え教育研修の名の下に、気に入らない教師の排除「国家権力に奉仕しない教師」は指導力不足の教師として、教師の職務さえ剥奪され失職する可能性が十分に予測されるのである。東京都では、現教育基本法下においてさえ「国家・君が代斉唱」に対して、不起立・斉唱不十分（声が小さいなど？）の指導力不足の理由で多くの教師が弾圧され、「権利回復を目指した訴訟と裁判が続けられている事実、七尾養護学校への教育内容への干渉と処分等」現憲法・教育基本法のもとにおいてさえ、権力の無法がまかり通っていることから見て、今回の教育基本改悪法案の危険性は、いかに重要な内容をもっているかは明らかに証明されているのでは無いでしょうか。

さらに付け加えるならば、「憲法９９条（憲法尊重擁護の義務）天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と記されているように首相・国会議員、石原都知事等は憲法を第一に擁護すべき地位にあるにもかかわらず、率先して憲法を無視するなど地位・権力を利用した横暴な政策を次々に施行している。しかし、これこそ憲法違反であり９８条に規定された「憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と記されてあるように、全く憲法に違反した明らかな行為であろう。

教育三法

教員免許制の改悪（１０年の期限付き）

副校長等中間管理職の配置

教育委員会を文部科学省の支配下におき権力の支配徹底 等国家権力の浸透と徹底化を図る

その他

- 歴史教科とその改竄（ザン）＝悪用する目的で書き改めること（沖縄戦の自決問題や慰安婦問題、南京虐殺、朝鮮併合・実質的な植民地化など）
- 中国侵略における「麻薬や人体実験、毒ガスの実験・使用など
- 靖国神社問題（事実上の国家神道への復活・Ａ級戦犯の免罪など）
- 歴史教科書に具体化されているように「教科書検定」が実質的に「国定教科書化：国で定める一面的価値観で統制」
- 政府の教育再生会議がまとめた「親学」は親に向けた子育て支援で「子守歌と母乳で育児、幼児から挨拶など基本の徳目・・・など」

まさに家庭教育まで国家権力の介入が許される体制が確立されようとしている。そのことは「教育基本法の改悪」において、無限に教育内容・教育方法にまで国家の管理・積極的な介入が可能な仕組みが作り上げられている事実である。

最早ここまで来れば戦前の国民総動員教育がなされた時代とそっくり同じ轍をふむ道筋が付けられている－それが教育基本法改悪の実態なのだと恐るべきことで、それに続く憲法改悪（手続き法案通過？）徴兵制の施行・海外派兵となれば戦前の日本の拡大政策そのものである。

特集 新任校にて その1

近況と国会

平賀 嘉仁

私は、4月から高校の保健体育の非常勤講師をしています。高校の組合に再加入し、4月9日16日中央行動に行きました。国民投票法（改憲手続き法）の抗議集会、県選出の国会議員要請、参院委員会傍聴、国会前座り込み、16日教育改悪3法案の抗議集会、国会へのデモ行進、国会前座り込みなどでした。

参院委員会傍聴では、法案提出者が、相変わらず、質問者にまともに答えない中で、論戦の結果、以下のような付帯決議がされました。

県選出の国会議員要請では、議員は不在で、いつものように秘書が、「議員に伝えます。」で終わりました。県民の声は聞かず、党議決定に唯々諾々と従うばかりです。

教育3法案は、以下のように、子ども先生を追い詰め、国いいなりの教育づくりを押し進めるものであり、廃案に追いこむしかありません。現職教職員のいっそうの奮起と大きな共同が求められます。

国民投票法を強行可決

5月14日国民投票法が参院本会議で自民・公明の与党の賛成で可決、成立しました。多数の国民が今国会で成立させることに反対しており、NHK 世論調4/9では、今国会で成立させるべきはわずか8%でした。

法案は、国民投票に最低投票率の規定がなく、少数の賛成で憲法が変わることもありえます。「朝日新聞」によると79%が最低投票率を要求しており、国会論戦の中で、付帯決議に「最低投票率制度の意義・検討」が付きました。

有料意見広告は、圧倒的な資金力を持つ改憲推進の側が、宣伝を展開することができ、国会論戦の中で、付帯決議に「公平性の確保」が付きました。

公務員・教育者の活動の制限は、国会論戦の中で、地位利用刑罰禁止と政治活動禁止から、刑罰をはずし、政治活動禁止も除外方向になりました。

市民の中に広く深く運動を広げ、憲法9条守れの多数派結集で、改憲阻止に力をつくしましょう。

教育改悪3法案を強行可決

5月18日教育改革関連3法案が衆院本会議で自民・公明の与党の賛成で可決、成立しました。すでに、教育の憲法である教育基本法の改悪を強行し、その具体化をすすめています。

学校教育法で子どもに「愛国心」の押しつけ、教職員免許法で行政や管理職を気にする教師づくり、地方教育行政法で時の政府いいなりの県や学校づくりをねらっています。

国いいなりの学校でなく、父母・国民、教職員が力をあわせた学校・教育づくりをすすめることが求められています。

新しい出会いの中で

新1年生との出会いから一ヶ月半が経ち、担任としての動き方にも少しだけゆとりが出てきたように感じます。

まだ、幼・保育園の延長みたいな様子を醸し出している一年生たちだが、例年になく「おや、違うな」と感じられることを発見した。それは、生活態度がかなり訓練されて来ているということである。

- ・「先生、おはよう」は、立ち止まって腰を曲げる。
- ・給食を食べている間は、料理が床に落ちない。
- ・落とし物が非常に少ない。
- ・遠足での道路の歩き方が上手である。
- ・「できない」と言ってなく子がほとんどいない。とりあえずチャレンジする姿がある。

幼・保育園の取り組みの強化が垣間見えるようである。そういえば町で一番大きい保育園の先生がいていた言葉「うちの卒園児たちはちゃんとやっていますか？」「最近入園児がすくないんですよ。」の状況はどの幼・保育園も厳しいようであるが、とりあえず、一年生の生活態度は、今のところ静けさを保っているようである。

甲府市〇小学校 S・T

< 編集後記 >

研究会の要項を同封しました。

今年の全国大会は、琵琶湖湖畔の町・大津市で開催されます。山梨支部からは、3名の提案・報告者が参加します。ここ数年一人いるかいなかったが、今年は、一気に3名となりました。支部の実践と共に、全国の実践にもふれる最高の機会です。多数の参加をお願いします。また、東京支部大会の要項も同封しました。夏休み後半の研究会ですが、全国大会は遠くて、長くてという方は、是非こちらに参加し、同志会の研究成果を学んでほしいと思います。

「風林火山」でお知らせすることは支部内のことが多いので、ぜひ学校体育研究同志会ホームページをご覧ください。特に、会員の皆さんは、一度はアクセスして欲しいと思います。風林火山への投稿もお寄せ下さい。メールで送って頂くと編集が楽なのでお願いします。

T E L 0551(36)5030 (21時まで)

メール trfmd350@ybb.ne.jp

trfmd350@yahoo.co.jp

(植松和浩)

原稿依頼

* 特集新任校にて

この4月に移動された方、退職された方からの原稿を待っています。4 Aサイズ1枚程度で結構です。

* 「たのスポ」を読んで

感想、活用したこと、実践したこと等をお願いします。

特に、「たのスポ」モニターの方へは改めて連絡します。

次号予告

- 1 . 6月例会報告
- 2 . 7月の活動
- 3 . 「たのスポ」を読んで
- 4 . 新任校にて
- 5 . 各種研究会・大会案内
- 6 . その他

